

平成18年

第2回鳳来地域審議会

平成18年3月30日

事務局 お一人、福田さんがちょっと連絡がとれておりませんが、特に欠席という連絡を受けておりませんので、いずれ出席されるかと思えます。

本日の審議会は、これより福田さんが今、来ておりませんが、9名の方が出席しております。地域審議会の設置に関する協議第8条第3項により委員の方の半数以上が出席されておりますので、本審議会の方は、成立いたしております。

それでは、初めに会長さんからごあいさつをお願いいたします。

会長 どうも改めましておはようございます。会議に先立ちまして一言ごあいさつを申し上げます。

年度末、午前中、特にきょうは大変寒い日になりました。こういう中に鳳来地域審議会の第2回会議にお集まりいただきましてありがとうございます。また、傍聴の皆様方、今、申し上げたように寒い中をお集まりをいただきまして、この審議会にお出かけをいただきましてありがとうございます。よろしく願いをいたします。

本日の会議の議題につきましては、会議次第にございますレジメにありますように、2点出されております。

1点目の市長からの諮問につきましては、18年度に新たに調整をされます、まず一つに「新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領」、もう一つは、「新城市めざせ明日のまちづくり事業採択審査要領」につきまして御審議をいただきまして、2点目に、平成18年度予算概要につきましての御審議をお願いいたします。

予算概要につきましては、先週の24日、金曜日、市議会の3月定例会におきまして当初予算案を説明されたところでありまして、本日は、その当初予算の概要、また、予算と関係しまして新市まちづくり計画に掲載されております主な施策における事業計画等につきまして事務局からご説明をしていただくという段取りになっておりますので、よろしく願いいたします。

審議に際しましては、委員の皆様さんの忌憚のないご意見、また積極的なご発言をお願いいたしまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。ご苦労さまです。

事務局 ありがとうございます。それでは、協議事項に入る前に、鳳来総合支所の課長、前回紹介しておりませんので、自己紹介という形で紹介させていただきたいと思えます。

(鳳来総合支所 課長紹介)

事務局 それでは、ここで一たん、課長につきましては退席させていただきます。

なお、2番目の議題の方で、予算の概要の説明があります。そこで、説明の方は私の方がいたしますけれども、各課の細かい予算については、存じ上げてないところがございますので、また、その時には直接こちらに呼んでご説明したいというふうを考えておりますので、よろしく願います。

会長 ありがとうございます。

事務局 なお、今回、新城市の人事異動の内示が出ました。その関係で本日の地域審議会を担当いたしております総合支所長の池田、それから、私、地域振興課長の原田です。それから、阿部主事、3人とも異動の対象になっておりまして、総合支所長につきましては、

作手、それから、私と阿部については本所の方に行くようになりましたので、今回が鳳来地域審議会としては最後ということで非常にご迷惑をおかけするんですけども、よろしく願いいたします。

なお、私は向こうの本所へ行きまして、企画で地域振興を担当ということになっていきますので、ひょっとしたら、また同じような関係になるかもしれませんが、まだ、事務の分担がはっきりしておりませんので、また、ご報告させていただきたいと思えます。

なお、新年度からは、現在、生活環境部長の黒田さんが総合支所長、それから、今、総務課長ということでご紹介しました赤谷の方が地域振興課長ということで担当になるかと思えます。また、その節はよろしく願いいたします。

それでは、早速議題の方に入ってまいりたいと思えます。

地域審議会の設置に関する協議第8条第4項により、会長に会議の進行の方をお願いいたします。

会長 それでは、協議事項に入らせていただきます。

初めに、会議録署名委員2名の指名をさせていただきます。

会議録署名委員を奥平田津子さんと梶村辰男さん、二人をお願いいたします。よろしく願いいたします。

早速、議題に入ります。

議題(1)、まず市長からの諮問についてでございます。

まず一つに、新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領と、二つ目、新城市めざせ明日のまちづくり事業採択審査要領をご審議いただきたいと思えます。

これにつきまして事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、先日、郵送しました資料の確認なんですが、本日の審議会の次第に配布資料一覧があります。そちらと対比しながらご確認いただきたいと思えます。

ここには載ってないんですが、まず、市長からの諮問の関係です。本日、新城市めざせ明日のまちづくり事業の実施要領及び採択の審査要領の制定についてと、これに対する諮問ということで、市長名で1枚、それから、前回郵送しました資料ですが、新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領(案)ということで1冊、それから、新城市めざせ明日のまちづくり事業採択審査要領(案)これが一つ、続きまして平成18年度予算編成についてということで一部、それから、新市まちづくり計画における主な施策事業計画についてということで一部、それが配布しました資料です。

事務局 では、説明させていただきます。

議題の1点目であります市長からの諮問についてということで、本日追加でお配りしましたA4の1枚紙ですけども、市長からの諮問ということで、諮問の方は出ております。

新城市めざせ明日のまちづくり事業要領及び同事業採択審査要領の制定について(諮問)ということで、新城市南設楽郡鳳来町及び同郡作手村の廃置分合に伴う地域審議会の設置等に関する協議書、別紙地域審議会に関する事項第4条第1項第3号の規定によ

り貴審議会の意見を求めますということで、諮問が出ております。

では、実施要領の方から（案）ということでご説明させていただきたいと思います。

まず、この実施要領の趣旨ということで、第1条が規定させてございます。ちょっと読まさせていただきますが、新城市は、市民主体のまちづくりを推進するため、市民自らが進めるまちづくり事業に対し、新城市補助金等交付規則及びこの要領の定めるところにより予算の範囲内で新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金を交付するというものであります。この予算の範囲内ということですが、平成18年度につきましては、予算として1,800万円ということで予算の方が対応しております。

次に、第2条の方では、補助対象事業の方を掲げております。

(1)から(5)までありますが、(1)としまして、地域産業振興事業、地域特性を生かした地場産業の振興ですとか、新たな集客事業、こういったもので地域内の活性化につながる事業、こういった事業が対象というものが(1)になります。

(2)としまして、生涯学習振興事業ということで、地域内の伝統行事ですとか、文化の発掘、継承、こういった生涯学習の推進につながる事業が対象となります。

(3)としまして、まちづくり調査・研究、計画策定事業、先進的事例の研究や視察、講師等を招いての研究、地域研究ですとか、将来デザイン、こういった調査・研究、計画策定事業が対象となります。

今年度、旧鳳来町の方から引き続き、住環境プラン策定事業を行っておりましたが、こういったものがこの(3)につきましては、該当してくるということで、鳳来地域内でもプランの策定にまだ携わっていない地域がございますし、6地区、今年度やっただけかもしれませんが、また引き続き、細かいところで地域の計画を立てていきたいという継続性もあるかと思っておりますので、(3)につきましては、そういった事業が該当してくると想定しております。

(4)につきましては、地域内景観、生活環境整備事業ということで、いわゆる景観保全ですとか、生活環境の改善、清掃美化、こういったことで住みよいまちづくり、環境整備の事業とものを対象としております。

(5)としましては、その他事業ということで、前各号に掲げる以外の事業で、市長が特に認めた事業ということで基本的にはどのような事業でも一応出していただければ、審査の対象とするというような、かなり広い範囲の事業を対象としております。

それから、第2項であります。この補助事業について、他の制度から補助金の交付を受ける場合については、この補助事業の対象としないということで、市に限らず、国ですとか、県、ほかのいろんな団体から補助を受けておる事業につきましては、この補助事業の対象から外すということで、二重、三重の補助金の交付はしないということがあります。

第3条で、補助対象事業者ということで、2ページの方になりますが、(1)としまして行政区、または行政区の集合体。(2)地区コミュニティ組織、鳳来地区ですと、29コミュニティ組織がありますが、そのコミュニティ組織。(3)活動拠点が市内にある市民10人以上が参加する団体、特に団体の法人格等は求めておりませんので、任意の団体で

結構ですので、10人以上が市内で活動する団体というものであります。(4)その他、市長が認めた団体という、これらの団体を対象者として規定しております。

第4条で、補助対象経費につきまして規定しております。ここでは、基本的に補助事業の遂行に要する経費を対象経費としておりますが、ただしということで、次に掲げる経費を除くということで、(1)から(6)までございます。人件費、食糧費、用地費等、また備品購入費、こういったものにつきましては補助事業の対象からは経費としては除くというものであります。

それから、2項の方で、次に掲げる費用のみの事業は認めないということで、そこにあります六つ、視察費だけの事業、講師への謝礼だけというような、これら一つの支出だけの事業については認めないということで、さまざまな事業をいろいろ行っていただくということでもあります。

第5条の方で、補助金の額等を規定しております。

ここでちょっと訂正をお願いしたいのですが、(1)のところ、第2条第1号とございますが、ここに第2条第1項と追加していただきます。その(2)の方でも同じでございます。第2条第1項第4号、第1項が抜けておりますので、第1項を追加していただきたいと思っております。

補助金の額等につきましては、次のとおりとするということで、第2条の1号から3号まで、(1)から(3)になりますが、そこに掲げるソフト事業につきましては、補助金額の上限が50万円、補助率は10分の10というものであります。

第4号の地域内景観、生活環境整備事業、これらのハード事業につきましては、上限を100万円、補助率を10分の9ということで規定してございます。

3ページの方に移っていただきまして、補助対象期間の方ですが、第6条で規定しております。これ期間は、当該年度限りとするということで、複数年度にまたがるような長期的な事業につきましては、対象外ということで、年度内、単年度で完了する事業について対象とするという規定でございます。

7条以降は、申請の関係の様式等を定めたものでございます。様式もそちらにつけさせていただいておりますが、補助金の交付規則に準じた形で表の方で整理しておりますので、それはまたごらんいただければと思います。

第9条、4ページになりますが、事業実績報告会の開催ということで、補助事業者、交付決定しまして事業を実施していただくわけですが、その実施していただいた事業者につきましては、事業実績報告会に出席し、事業実績を報告するものとするということで、市域全体で全体の実績報告会を予定しております。

ただしということで、この後、説明させていただきますが、事業採択審査要領の第2条第3項ただし書きに定める事業の補助事業者については、出席を要しないものとするということで、金額の少ないものについては、書類の実績報告だけで報告会の方の出席につきましては要しないという規定であります。

その他、第10条であります。この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるということで、附則としまして、平成18年4月1日から施行ということであり

ます。

続きまして、新城市めざせ明日のまちづくり事業採択審査要領、こちら引き続きちょっと説明させていただきます。

審査要領の方を説明させていただきます。

採択の申請が出てきまして、その採択審査についての規定であります。

第2条のところでは審査方法とありますが、審査は、市長の諮問により各地域審議会が行い、採択する事業は地域審議会の答申を参考に市長が決定するというので、審査は、この各地域審議会ごとに行っていただきますが、最終的な決定は市長がそれらの意見をお聞きしまして決めさせていただくというものであります。

複数地区に及ぶような事業につきましては、事業対象地区、また、申請者の居住する地区で地域審議会の審査を行うというものであります。

3項で先ほどの事業実施要領の方で出てきました実績報告会の出席を要しないというところではありますが、予定される補助金の交付額がソフト事業にあつては5万円未満、ハード事業にあつては20万円未満の事業については、書類審査のみということで、採択審査の方も書類のみ、採択されて事業を実施していただいた後の実績報告も書類のみという扱いにさせていただきたいという規定であります。

4としまして、審査は次に掲げる基準により行うものとするということで、5点ほど審査基準を設けております。

事務の所管は企画課、支所にあつては地域振興課が行うというものであります。こちら平成18年4月1日からの施行という規定であります。一応審査表と集計表ということでおつけしておりますが、このようなイメージといたしますか、まだこれも案なんです、実際の審査を行っていただくときまでに調整いたしますが、このような感じでお一人一人採点をさせていただきまして、それを集計して点数をつけるということになります。

それから、ちょっときょう、資料にはおつけしてないんですが、この辺のまちづくり事業の18年の大体のスケジュールをちょっとご説明させていただきたいと思っております。

4月に、これできょう、3地域の審議会ということで、2回目の地域審議会は鳳来がきょうで終わります。作手、新城につきましては、もう済んでおりまして、この諮問答申が、諮問の協議が終わっております。3地域の答申、ご意見がいろいろいただいておりますので、それを調整させていただいて最終的にこの要領が決定されるわけなんです、その決定を早々に進めまして、4月以降、区長発送文書で応募の手引きというようなことで、この事業のPRといたしますか、どういったものが対象になりますよと、こういった手続が必要になりますというような応募者のための手引きを4月早々に区長発送文書で周知させていただきたいと考えております。それから、広報紙等にも掲載させていただきまして、インターネット等でもホームページで随時情報の方は流させていただくということで考えております。

それから、具体的な応募の受付の方なんです、5月から6月いっぱいぐらいまでを予定しております、逐次いろいろな応募者の方の個別相談はそれぞれ支所で対応させていただきたいというふうに考えております。

7月の中旬ごろですが、6月までに応募を締め切りまして、出できた申請に対しまして、7月中にこの地域審議会で採択の審査をしていただいで答申をしていただくというような形になります。形としては、説明会ということで、事業の申請者がこういった事業をこのようにやっていきたいというようなプレゼン形式の審査会というものを予定しております。

審議答申をいただきまして、8月早々に交付の決定をするというスケジュールで今、考えております。実際に、交付決定しまして、8月の中旬から事業の実施期間は翌年の2月末までというような6カ月ぐらいしかないんですが、単年度ということで、2月末まで6カ月ぐらいの事業期間を見込んでおります。

3月に3地区合同の、先ほどご説明しました実績報告会を全体で行うという予定をしております。

18年度につきましては、事業期間が8月からということで大変6カ月ということでかなり短いわけなんですけど、19年度以降につきましては、応募の受付を年度内、19年1月から3月ぐらい、18年度内に受付を行いまして、4月早々に審査、審議、答申、決定というようなことで、5月に入ってからもう事業ができるような形で、できるだけ事業期間が長くとれるようなことで進めていきたいと考えております。18年度は創設初年度ということで、4月から周知をかけて応募をしていただいでということで、ちょっと若干短いということでご理解いただきたいと思ひます。

要領の説明につきましては以上であります。

議長 はい、ありがとうございます。市長から諮問されました新城市まちづくりの關係の実施要領、それから、事業の採択要領につきまして事務局から説明が終わりました。それにつきまして、実施要領、審査要領それぞれ委員の皆様方からご意見等、お伺ひしたいと思ひます。先ほど冒頭申し上げましたように、忌憚のないご意見をお出しいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

では、新城市めざせ明日のまちづくり事業実施要領（案）、これにつきましてご意見等聞かせていただきたいと思ひます。

どなたでも結構でございます。

委員 先ほど事務局から説明がありましたけれども、本年度で終わりました、旧鳳来町の住環境プランの件なんですけれども、先ほど第2条の中の3の中に、まちづくり調査・研究、計画策定事業の中に入るところなんですけれども、継続的に今、旧で住環境プランを既に完了したところもありますけれども、継続的にこれからやりたいというところについては、再度、ここに申請をして審査を受けるということによろしいでしょうか。

会長 今の旧鳳来町でやっておりました住環境プラン採択されておる地区が同じ事業の継続ということで。

事務局 そういふことで、19年度改めてといひますか、事業の内容はもちろん違っているかと思ひますが、その場合はどうだといふお尋ねですね。

事務局 とりあえず受付はさせていただきます。ただ、内容がことし行つた住環境とほとんど同じだと、あまり変わりばえがしないと、そういったものは対象にならないと。ただ、

新たにまた新しいことを行いたいというものについては、ここではっきりしたことは言えませんが、対象になり得るというふうに考えております。

ただ、この補助金については、継続して毎年、同じ事業をやっていくために出す補助金という考えではなくて、あくまでも市民主体のまちづくりのきっかけになる事業だという考えで、まだはっきりしたことはわかりませんが、とりあえずは単年度の1回事業という考えで今は進んでおります。

委員 今の件ですけれども、住環境プランの関係ですが、18年度、あるいは19年度も続けないかのような計画も持っているわけです。そういうものも例えば18年度の計画の中に新たに組み込んで採択を受けるのかどうか。ある程度もうそういう組織というか、そういうものを含んで実際に入って行くんですね、事業として。そういうところで対象にはなるんですか。ただ、いつもただ、プランだけでいくと、プランだけで終わっちゃう可能性があるんで、やはりそのプランを実現することが大事だと、それがために事業として進行していく部分があるわけですが、そういう予算というのはどうなんですか。

事務局 ちょっと先ほど説明しなかったんですが、基本的にはやはり鳳来地区ですと、住環境プラン、今年度やっていただきましたので、その流れを組んで事業を実施という実際にそのプランから地区の方が動いていただく、実際に何かまちづくりの活動をしていただくというのが生まれてきますので、それは当然この対象にしていただく、なるわけです。

まだ、先ほど△□さんもありましたけれど、プランの方をもう少し細かいところまで詰めたというものも、この(3)のところにありますけれども、そういったところで対象として考えてはおりますので、そこからこのプラン策定から生まれる具体的な事業ですとか、そういったものは当然入って対象としてやっていただくようになりますが、先ほどちょっと課長も申しましたが、基本的にその自主的、主体的なまちづくり活動に対する補助ということですので、お金があるから、それをやるというものではなくて、当初、事業化するに当たっては、当然お金が必要になってくるというものがあると思いますので、そういうものに対しては、補助をさせていただくということで、年々継続的にやっていくに従っては、補助の方も多分減っていくと思いますので、いずれはやはり地区、地元の方で独立といいますか、実施していただけるような体制、組織づくりも進めたいというふうには考えております。

事務局 今、□□さんの言われた件なんですけど、ことし、住環境プラン策定事業ということで6地区の方をお願いして計画を出していただきました。その関係のフォローアップが全く入っていないのはちょっとまずいものですから、とあえず、ことしで行った住環境プランのフォローアップというための若干の予算は取ってありまして、実はこの間、豊橋技術科学大学、それから、愛知大学、その連携のプロジェクトが始まったんですけど、その関係で技科大の方には、その事業の中で何らかの支援をしていきたいというようなことをおっしゃっていましたが、新城市もある程度の負担をしますので、私どもも何らかのフォローアップにかかるものを技科大さん、愛知大学さんに委託したいというふうには考えておりますので、まだ、プロジェクト自体が大きい中の一部分ということで、細

かな詰めができておりませんが、また、5月の終わりぐらいになりましたら、細かなことが決まっていますので、また、そのときには皆さんにお知らせしてせっかく、ことし、行っていただきました住環境プランのフォローアップ、何らかの形で事業化に向けた検討というのを行っていきたいというふうに考えております。

委員 明日のまちづくり事業の質問なんですけれど、ちょっと私は聞き逃したかもわからないんですけども、△△と申します。

ソフト事業とハード事業と非常にあいまいな表現でもあるし、明確なすみ分けと申しますか、その具体的な何かあるのかという部分と、先ほど原田課長さんがおっしゃったことのもう一度確認なんですけれど、一度補助を受けた事業は、次の年度は受けられないと、そういう決まりはあるのかないのかという明確なことなんですけれど、そこをお聞きしたいんですけど。

事務局 今回の質問、2点ありまして、まずソフト事業とハード事業の区分がはっきりしないということですね。その点についてなんですけど、確かに表現的にはかなりどちらとも取れるような表現になっておりまして、また、若干修正が必要かもしれませんけれども、ことし行っている鳳来住環境プランのような、この要領で言います2条の第1項の第3号ですか、これについては、ソフト事業と、調査・研究、計画策定事業ということではないかと思えます。

それから、あと補助金の額等のところで説明がありますけれども、1号の地域産業の振興事業、それから、2号の生涯学習振興事業、それから、4番の地域内景観生活環境整備事業、これについては中身の問題なんですけど、ただ、その事業の中で補助対象除外経費の中に備品購入だとか、そういったものがあります。その辺でちょっと判断することになるかと思うんですけど、4号のところの地域内の景観生活環境整備事業というのは、旧鳳来で行っていました地域活性化事業費補助金の中に地区のちょっとしたごみの集積場だとか、それから、地区の花壇だとか、そういった整備事業があるかと思えます。それを思い浮かべてもらえばいいかと思えますけれども、ちょっと説明が不十分かもしれませんけれども、そんなところです。

それから、2番目の、一度補助を受けた事業は、次年度以降終わるということなんですけれども、現段階では1年というふうに考えております。ただ、これは3地域審議会が出た意見をまとめて若干の修正が出てくるかと思えます。ですから、おかしいよということだったら、そのまま私ども市長の方にそのまま答申したいと思えますので。

委員 地域振興のために行う事業というのは、やはり単年に載るだけでは意味がないと思えますし、やはり継続して行っていくのが一番理想だと思いますので、その辺はよく希望としては、その投資効果が得られたような事業については、また考えていただけるように希望を言ってもしょうがないんですけど、いただければと思います。

先ほどからいただいたソフト、ハードについては、まず、とにかく応募をされたものをソフトかハードか判断するということですね。それでよろしいですね。

会長 そのほかございませんか。

委員 今回の意見で5条で載っているのは、1号か3号のソフトだよと言っていますね。それ

から、4号がハードだよと言っているんですが、説明の中では、この1号、2号についてもソフトとハードとなるようなことを言われたんですが、そうすると、今度金額の要求のことで、ちょっと矛盾するところがあるので、仮に1号、2号もハードだと言われたように、それじゃあ4号のもの、100万円の方の補助金でもいいのか。

事務局 今のご質問の件なんですが、若干の表現が悪いものですから、いろんな方の意見が出るかと思えます。ただ、想定、この補助金が当初想定している補助金の限度額とか、件については、あくまでもソフトというか、研究開発とか、物品の購入だとか、それから、工事等が主ではないものについてはソフト事業と。あと、そういう工事請負とか、備品購入、それが主流のものはハードといった分けにはなっているんですけど、現実問題、〇△さんが指摘のように、若干紛らわしいということはあるかと思えます。

委員 2番についてですけど、ここを細かくこのように、例えば第2条第1項第1号とか、そういうのをあえて明記しないように、ソフト、ハードの枠に分けてしまうように持っていったら、ここで仕切りをしてしまうから矛盾が生まれてしまうという形になると思うんですけども。

委員 なければ。

委員 そうです。私はそう思いますけれども、なければ。

委員 これだけ、そこに目が、補助上限が倍以上違うので、当然注目される部分だと思います。

委員 出された方が、いやこれは100万円がいいんですかといったとき、だめだと言われるのか。じゃあどこに、ここに載っているんだから、そこらがどういう仕分けをしているかと関心がすごいあるんじゃないかと思えます。

事務局 今、皆さんがおっしゃったとおり、この支所の例じゃなくて、全国各地にまちづくりに関する事業の補助金というのがあります。その表現の仕方なんですけれども、ほとんどこういう新城に近いようなものもあれば、あと分けとして単にハード事業、ソフト事業で分けている団体もあります。それから、もう一つは、調査・研究、計画策定事業というのと、それから、もう一つが何とか実践事業という分けでそれにはどんなものが入りますよと、そういった分けをしている団体もあります。ただ、すべてこの要領の中に盛り込むというのは、かなり不可能に近いんじゃないかと。ただ、皆さんの意見お聞きしまして、かなりいろいろ取れるということで、その辺は極力修正していきたいというふうに考えておりますので、また忌憚のないご意見の方をよろしくお聞きしたいと思います。

会長 よろしいですかね。

委員 今の件も要領の問題だけれども、初めの1節に、何か入れればどうなんだ、ただ、表現にこだわらないで助成があるとか、ソフト、ハードの区別、もう枠を越えてもいいというような条文を入れれば、ただし、ただし書きでそういうことができればね、51万円になったらもうだめだということでは、事業の内容とその費用との関係を見て、それでいいという、2万円か3万円でもいいわけです。

それといいですか。予算の方が1,800万円ですか、議会の方で承認されたということ

ですが、この金額の配分については、以前ちょっと説明会のときに話があったと思うんですけど、3地区に割り振るかという話もあったように聞いていますけれども、これでいきますと、この1条は、この補助金を一本で三つの審査会で出して市長が決めるというような形になっていますけれども、この地域性というのは、補助をするつもりはあるんですかどうですか。出された案で新城地区、鳳来地区、作手地区、それぞれの出てくると思うんですけども、事業の内容によっては、地域によってはもう続けられないというような件も出てくるわけですね。そこで3地区の平均的な発展を促すという意味からいきますと、全体から見れば、返すことはないじゃないかというような補助事業でも、地域にとっては非常に必要だというような事業もあるかと思うんです。そうした場合、地域にある程度の裁量権が地域審議会に与えられて3地区の配分をしてやるのか、それとも全く配分なしで1,800万円全部3地域で内容によってやるいだと、分けるんだというような、その辺のところはどうでしょうかね。

事務局　今のご質問なんですけれども、とりあえず1,800万円を三つに分けるというようなことは考えておりません。上がってきた内容によって、市長が決定すると。実際、どのぐらい出てくるかというのがちょっとはっきりわかりませんが、場合によっては、多ければ、もう次年度に回すとかということもひょっとしたら出てくるかもしれません。

委員　ただ、地域の問題等もあるものですから、また、事業の内容等も違ってはいますが、多くのものに影響力を与えたりとか、いろいろ問題を考えると、新城の地域はかなり裕福ですけど、作手なんかは本当に人口は少ないものですから、上がってくる事業なんかも少なかったり、その波及効果というのも少ないかもしれない。そうすると、必ずやったような審査をなされないと、地域の方も困ることもあると思うんですけども、その辺のところは市長が勘案してやるんでしょうけれども、一応、目安とある金額の配当はないと。

事務局　申しわけないですけど、委員の方の発言の前に、手を挙げていただいて、それから、議長さんから指名してからということをお願いしたいと思います。

委員　今の補助金の関係ですが、これは事業費の何分の1というようなことじゃなしに、ソフト事業は上限を50万円というふうにありますけれども、例えば50万円ぴったりの事業費でも50万円の対象になるということですか。例えば100万円のソフト事業を組んでも50万円、上限が50万円ですから、その場合ですと、補助率からいうと50%。だけど50万円のソフト事業で計画すれば、上限50万円ということであれば、100%の補助率になりますけれども、この事業費と関係なしに、上限を決めると。

事務局　まず、申請していただいた事業費のうち、補助対象外経費がありますので、それを省いて、それに対してですから、その経費が50万円であれば、そのまま50万円ということになります。

委員　その対象経費というのは、第4条にある、5条ですか、これは経費から除くということですから、これが事業費の中に組み込んであったこの分は除いて。

事務局　その10分の10の50万円ということですよ。

委員 それを除いたものが例えば50万円であれば、事業費の、その組み方によって大分補助率が高いものと、そうでないものと出てくるような気がするんですが、そういうことはないですか。その事業の内容によって、例えば総体の経費の補助率が80%と出てきたり、50%のところができたりという感じがするんですが。

議長 私の方からちょっと、第5条の第1項の第1号ですが、補助金の上限50万円とする補助率10分の10とするという、こういう書き方をしたのは、ちょっと迷ってくるかと思うんですけども、補助率10分の10というのを先に考えれば、当然、上限が50万円、40万円の事業費なら40万円だということで、ともかく100%補助しますけれども、補助の金額は50万円ですよという考え方でとらえればいいということで、いいわけだね。そういうことだね。そういうふうに考えていただければ、今のはわかります。

委員 組み方によっては、今言った補助率に対する事業の内容によっては、違ってくる。

事務局 ソフトという部類に入りますと、お金が50万円という金額ですが、やはりこれの使い勝手というか、それが去年の住環境プランのときになかなか実行するにかなり苦労されておるとい状況もありますので、いい考え方をまとめ上げるんですが、お金をどうやって使うかという、そんなに使う場所がないものですから、小山さんも心配されるように、若干のソフトを組むというような膨大な組織力とか、そういうところでやってくれば、それはいい。すばらしいことだと思うんです。そこまで想定するのに、そこまで大きなものまで今年度の場合、願いというか。

委員 ソフト事業が今ちょうど出たが、ハード事業にもかなり事業費が。

事務局 ハードは数知れずあります。

委員 町内でまとめ切れないものも出てくるかもわからないということで、そうなったときには、この100万円しか出ませんよということになれば、考えますけれども、対象経費を除いた金額がですよ、300万円、100万円使って、200万円で完了せよと。

事務局 財政的に厳しい折で、地域づくりのためのハード事業ということでいきますと、通常でいきますと、行政の施策の中で展開していくということがかなりあるわけですね。高額の事業内容は、そういった事業が、財政がこの中でなかなか優先順位等きちんとしていくのも遅くなるといったときに、地域の方が協働でわが地域の振興という施策を組んでいただく適正というか、そこらのところでお願いするためにはということとで上限が出てくると。

委員 大きなものは、ほかでやってもらえという話だ。

委員 ちょっとわからなかったことで説明をお願いしたいんですけども、3条の方のこの事業の補助対象事業は、次に挙げるものということで、1から4まで出ておりますけれども、ちょっとお尋ねしたいのは、特に子育て支援とか、そういうことに携わっている方に聞きますと、広い地域というか、これでいくと、行政区とか、そこだけでなく、あちらもこちらも、お母さんとか、そういうところの連携も必要になるといったときに、そういうような団体というのは、この1から4の挙げた中でいくと、それはだめですよというようなことになり得るのでしょうか。ちょっとその辺をお聞きしたいんですけども、広きにわたってというか。

事務局　これが3条で言います活動拠点が市内にある市民10名以上が参加する団体、そこにまさに当てはまりますので、10名以上集めていただければ。

委員　広きにわたっても大丈夫ですよということですね。

事務局　ですから、その3号というのは、かなり子育て支援の関係を意識した、実はものなんですけれど。今、新城、作手、鳳来ですけれども、各地区でお母さんたちが集まって子育て支援のグループを立ち上げたり、そういうこととしておりますので、そういったところに使っていただければなということで、この10人以上の団体というのがありますので、できたらまた、ご利用いただければと思います。

委員　ありがとうございました。

議長　ほかにございませんか。

委員　今の3条中第2号の地区コミュニティですね。コミュニティというのは、今回、合併したら今回からなくなると聞いたんですけども、それはなくならないですか。

事務局　コミュニティ組織自体は、旧鳳来町のときには、コミュニティ、29地区の委員長さんが集まっていた、またコミュニティの推進委員会というものがあった、委員長さんの連絡調整会議みたいな場を設けておったんですけども、それはなくして、コミュニティ組織自体は当然地元でまだ存続しておりますので、そこで地区の各コミュニティ地区の委員長さん、代表の人は地元で選出していただいて活動は今までどおり進めていただくということで、その全体の連絡調整をするような場合は、行政としては持たないという取り扱いで、組織自体は地区に残すということ、組織と活動は残すということで考えております。

委員　行政は全体の連絡調整をするような場合は全く持たない。あくまでもその地域で自主性で任せてやってもらうということでしょうか。

事務局　これまでもコミュニティ組織に対しましては、宝くじ助成という集会所のいろんなエアコンだとか、コピー機ですとか、そういった備品とか、その辺の整備関係とか、防災関係の倉庫をつくったりとか、そういったかなり250万円上限ぐらいのものを毎年2地区から3地区ぐらい順番でもないですけども、要望が上がってきたところから順番に交付しておりますので、その宝くじ助成の方はまだ当然引き続き国の方からの補助事業なものですから、それは引き続きやりますので、そのコミュニティ組織の方でそういった組織があれば、要望があれば、その宝くじ助成の方は継続ということで、直接市からではないんですけども、そういう補助事業は当然継続という形で、コミュニティ組織に対する補助というのは残るということで。

委員　例えば、その宝くじについては、今までどおりやってはいただけるわけですね、今後もしも。そこから仮に外れたときは、コミュニティ組織がそういう形でこういうのこちらで代行するという形、するかどうかは別ですけども、それはいいですね。

事務局　ちょっと補足ですが、コミュニティの方の連絡調整会議の方、先ほど、今はとりあえずないということでしたが、18年度に発足予定ということで、新城の方がコミュニティの数が1地区、それから、作手の方で四つ、鳳来29ということで、情報交換というか、意見交換のする目的で連絡調整会議を発足させるという予定で今進めております。

委員　　これが一応本当に決まってしまって、こういうものをあと何年ぐらい続けていくのか。そして、その場合の予算は、この前、何か説明のときに、何の1%と言いましたかね、1,800万円は。

事務局　　個人住民税です。

委員　　そうしたら、その1%も変わらず、ずっとそのような予算をこの事業が続く限りは同じ条件でいくということなんですか。

事務局　　はっきりしたことは言えませんが、この事業につきましては、市長の肝入りで始まった事業ですので、市長の任期中は継続するという事は確実にというふうにお考えしております。ただ、額については、また後段で予算の説明をしたときに、大変厳しい財政状況だという話をしなくちゃならないんですが、その関係もありますので、額がこのまま続くかどうかというのは、ちょっと私どもでは判断しかねるというのが現状です。

事務局　　ちょっと補足で、今、市長の任期中というお話をさせていただいたんですが、基本的には、この地域審議会が合併後6年間設置されますので、その間はこの事業を続けるというような予定で今おります。額については、18年度は1%ということで1,800万円ということになっておりますが、基本的に議決が要るものですから、予算は。その都度、何%になるのか、それがまた議会でどう審議されるかというのがわかりませんので、それは変動されるという、変動を別にさせるわけじゃないんですが、どうなるか、ちょっとわからないというところです。そういうところでちょっとご理解いただきたいと思っております。

事務局　　今の話なんですけど、市長も言っているのが決算重視という方針でございますので、今、実績が決算を次年度への予算に反映してきますので、初っぱなに低調であるとまずいものですから、大いにPR等をしっかりやらないと、6年間であっても、せっかくやっても応募が少ないというようなことになってまずいんですから、その辺のところは私どももPRをしっかりしていきたいと思っております。

会長　　ほかにございませんか。よろしいですか。

(発言する者なし)

会長　　それでは、実施要領につきましての審議をここで終わらせていただきまして、それから、審査要領の案の方のご審議をお願いしたいと思います。

これにつきましてご意見等ございましたら、お出しをいただきたいと思っております。

委員　　審査要領の中の3番目の5万円未満のソフト事業と20万円未満のハード事業については書類審査のみ、これは採択する事業は更新をという賛同の意思を決定するという事なんですけれども、この書類審査とか、そういう件についてもこの審議会は一度審査するというか、書類にて市長に答申するという、そういう方法でよろしい、そういう方法でやるということ。

議長　　採択は書類審査のみ行うというのは、審議会がかかわるかどうかという意味ですか。

事務局　　基本的に鳳来地区から上がったすべての申請については、この鳳来審議会にて審議していただくと。この金額を超えるものについては、代表者からの説明を受けて審査する。それ以外は書類審査も審議会にて行っていただくということで、審査表の方でも上の右方

のところは事業種別とか、金額とかありますが、書類選考のみ、書類プラス説明選考という区分けがありますので、それで分けをしていただいで審査していただくということで考えております。

委員　私も今、△□さんが言われた部分のちょっと質問なんですけれど、基本的に鳳来の地区であれば、この鳳来の地域審議会が審査を行うということなんですけど、やはりそれぞれの地域から出てきて、それぞれの地域からいろんな事業があったりするわけなんですけど、基本的にこの審議会は公平中立を保たなければならないと思うので、そこが非常に心配なんです。自分ところで進めたい事業を審査するようなこと、そういうケースも出てくるかと思うんですけれど、その辺どうなんですかね。心配というか、実際にそれでいい事業であれば、どんどんいい評価をくださるべきだと思うんですけれど、その辺はどうでしょうか。

委員　それは、委員自覚の問題で、委員の人が内心そういうことを思ったらできないんで、やはり審議会の委員となった方は、そういうことが自覚を持って行って、業界団体の代表とか、地域の代表だとか、そういう意識はなしに、逆に委員自身がそういう自覚を持たないと、そういうことが出てくるわけです。ですから、本当に公平中立的な意識を持って当たるということが委員の務めじゃないかというふうに思います。

会長　ほかにございませんか。

委員　先ほど今後の予定のところ、5月から6月いっぱいを受付をして、6月の中旬くらいにこの審議会で申請者の説明があつて、審議するというようなご説明でしたけれども、そういう場合、私たちのこの会議というのは、2カ月に1回ぐらいで進んでいくという説明でした。そうすると、その場でもう既にこういうものを我々は採点しなければいけないんですか。回数を何回も持てないということ。

事務局　その審査イコール答申の内容だということですよ。

委員　というか、申請者か、説明会を開いて、それを我々は受けて審査をするわけですね。その場合、その説明会をして、すぐにこういうもので採点をしていく。

事務局　ですから、その説明会のときに、この採点表を見ながら、ある程度チェックをしてみると、しながら一通り説明が終わった段階で、その審査の段階については、ちょっとほかの第三者が入ってくるのは、ちょっとなかなかまずいというような気がしますので、一遍そこで打ち切って、自分なりの点数をつけて、この委員の方全員。

委員　妥結のあれで。

事務局　それを集計するような格好で、あとひょっとしたらその集計結果が個人の意思とかけ離れてしまうということもあり得ますので、その辺はこの委員会の中で調整を図っていただいで、その内容について市長の方へ答申するというのでいいかと思います。

委員　それでは、その日程は一日のうちで行うということですか。

事務局　ですから、若干時間的には長くなるかと思いますが、その説明の方は、そんなに長い時間説明してもらって予定はなくて、なるべく短時間で、まだ時間をどのぐらいで区切るかはまだ決めてはないんですが、ごく短時間で、短い時間で説明してもらって、もう説明会自体は、すぐに終わるかと思いますが、その後で本格的に審査に入ると。

委員 どうしてこういう質問をしたかと言いますと、事前にそういう資料をどんな申請があるかというような資料を渡していただければ、その内容について、事前に私たちも勉強して、説明会でもポイントをつくことができると思うんですけども、すぐに聞いて、すぐに判断というのが、ちょっと。

会長 ○□さん、心配されておるのは、第1回目だか、第2回目に、二月に1回ぐらいの審議会を開きますというような説明があったと思います。それを非常に私もそう思っておりますが聞いております。そうした場合に、そういう計画どおりに進めていくということになると、今言ったこういう事業の審査の事業の内容とか、件数によって二月に1回のペースで果たしてやっていけるかどうかということをお心配している。そういうことですよね。

委員 別に心配は、内容を把握して。

会長 そのとき、そのときに応じて、二月に1回という回数に別にこだわる必要はないというような考え方もあるし、それから、市としてのいろんな考え方、事業の進め方、計画、進め方等によってそういうことが必要だという考え方もあるかと思うんです。そこら辺をお心配してみえるかと思うんです。私もそこら辺、どうかなと気がします。お願いします。

事務局 今回の会議の資料と同様に、事前にお渡しできるかと思えます。そこで、ある程度判断していただいて臨んでいただければと思います。

ただ、当日は、実際の申請者のアピールタイムになりますので、その辺でまたいろいろ変わってくるかと思いますが、事前の資料というか、書類については事前配布できるかと思えます。

会長 要領にも審査要領にも何もうたっていないのでいいかと思うんですけども、その日に説明を受けて、その日に採択可否を答申するということは、非常に委員として大変だと思うんです。ですから、そこら辺は、別に資料に載せないで、臨機応変に対応していただけるかなと、そこら辺はよく考えてやっていただかないと、というふうには思うんですけども、私から言っちゃいかんですけども、委員の皆さんのご意見、それは大丈夫だということがあれば、それは結構だと思いますけれども。

事務局 今のご質問なんですけれど、あくまでも地域審議会は、答申を出すだけと、ですから、先ほど阿部の方から説明しました審査表に基づいて点数づけをして市長に出すと、それ以降については市長の決定事項という形になりますので。それともう一つ。

委員 その点数をつけなければならない。

会長 それはそんなあれでいいのかと、そんなという言い方はいかんけれども、短時間で果たしてできるかどうかと。

委員 できるのは、多分点数なんて、つけちゃえばいいんですけど、それでいいものかということが自分の中にあります。

会長 どうせ答申するのなら、できるだけいい答申を出したい、この辺のことは、2ヶ月に1回というようなあれがあるけれど、それはこだわらなくてもという考え方で決めるにはどうだかと思っているんです。

事務局 また、必要に応じて開催の方を。

会長 そういうことを心配されておるんです。
ほかにございませんか。

(発言する者なし)

会長 ご意見もないようでございますので、ここで休憩を取らせていただきまして、その間に事務局の方でただいま皆さん方から出していただきました意見を整理していただきまして、再開後に質疑の方々、皆さんに確認していただきまして、それを市長さんの方へ上げていきたいと、このように思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 ここで休憩といたします。再開を11時からお願いいたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

会長 それでは、11時になりましたので、会議を再開いたします。

先ほどご審議をいただきました内容や意見等につきまして、事務局の方から一度読み上げていただきます。委員の皆さん方にご確認をしていただきたいと思いますので、お願いいたします。事務局の方、よろしくをお願いします。

事務局 それでは、先ほどご審議いただきました実施要領と審査要領について、おおむね趣旨につきましては、ご理解いただきまして、この要領案でご承認いただけるということで答申につきましては、今から読み上げます附帯意見をつけまして答申ということで、3地区の答申が出そろった時点で要領の手直し等を行いまして、最終的に市長が決定をさせていただきますということをお願いしたいと思います。

では、先ほどいただきました意見につきまして附帯意見ということで、ちょっと確認のため、読まさせていただきます。

まず、実施要領の方ですが、第5条の表現であります、(1)、(2)のところでは第2条第1項第1号から3号、また(2)の方で第4号ということで、号数を規定しております。号数によってソフト、ハードの区別をしておりますが、第2条との整合を図ることが難しいということで、ここは単純にソフト事業、ハード事業というような表現で区別してはどうかというご意見と、申請交付につきまして、何年度間か継続的に交付してもらえようという調整を進めてほしいという要望のような形で意見をつけさせていただきます。

それから、審査要領の方につきまして、申請の書類につきましては、事前に委員の方に配布をしてほしいというご意見と、それから、当日、審査をしていただくということではありますが、一日だけということにこだわらずに、審議内容等に応じて審議会を適宜開催するという事も考慮していただきたいということで、大きく4点になりますが、附帯意見ということでつけさせていただきます。

この決定された要領につきましては、応募の手引き、先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、応募の手引きとあわせて区長配布資料、それから、報道発表、広報、ホームページ等で周知をさせていただきます。

具体的な答申の文面、文章につきましては、会長一任ということで、こちらとまた会

長さんとちょっと最後調整だけさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

会長 今、事務局からありましたような内容ということでよろしく願いいたします。

1点だけちょっと確認させていただきます。先ほどの意見、ちょっと聞き落としたかもしれんけれども、旧鳳来町の住環境プランの問題、あれの継続、事業の継続性についてということにご意見出ておったわけだけれども、そこら辺のことについて何か報告することは特にはなかったかどうか。どんな結論だったかということをちょっと。

事務局 住環境プランの方につきましては、基本的にその別に事業化に向けた検討も進めますし、それでプランから生まれる具体的な事業についても、この対象となりますので、どんどん手を挙げていただきたいということで。

会長 そういう意見もという、希望ということで。

はい、それでは、今、事務局の方から説明がありました。読み上げますというようなことで市長の方へ答申をさせていただくということでよろしいでしょうかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 ありがとうございます。

それでは次に、議題の2番目の平成18年度予算概要についてを議題とさせていただきます。事務局からの説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局の原田ですが、座って説明させていただきます。

お手元にあります平成18年度予算編成について、そちらの方をごらんいただきたいと思います。

この資料につきましては、議会等の説明資料等に使った資料です。一部読み上げながら概略の方を説明させていただきたいと思います。

まず、題目なんですけど、予算編成についてということなんですけど、合併元年を緊急改革元年にというような見出しがございます。非常に厳しい予算だということがここからも読み取れるかと思います。新城市として初めての通年予算なんですけど、旧3市町村の予算を寄せ集めた結果、大変厳しいカットする事業がたくさんあったということです。

また、ここの初めにというところの4行目からなんですけど、結論的に言えば、行財政改革を加速し、すべての面にわたって惰性的な支出を許さず、事業の必要性、効率性、優先性を洗い直ししながら、分権時代、人口減少時代の財政規律と行政運営の自立性を早期に確保するための固い決意を込めた予算編成となったということです。

市長の方の考えは、予算編成の抜本的な改革というのは、19年度からということで、18年度については、3市町村の既存の計画を積み上げて、全体的なバランスをとるという予定でおったんですが、非常に積み上げた予算が大きくなってしまったと。また、合併の効果があらわれる前にそういう結果になったということで、下から10行目、段落のところなんですけど、よって、あるべき方針は、明瞭簡潔である。新市の一体的、効率的な行政運営を阻害するさまざまな仕組みや旧習旧慣を改めて、新市一体化を速やかに構築すること。すべての支出項目と事務事業を洗い直し、市民協働の検証のもと、大小のムダや重複投資を一掃し、歳入歳出構造を真に必要とするものに見合ったものに改革す

ること。職員の人事、給与、定員、組織機構を見直し、人的資源を最大限に生かせるシステムを創出すること。こういうことになっております。

次に、2ページの方をごらんください。

1ページから2ページにかけてなんですが、こういった厳しい予算ということなんですが、市民全体が痛みを分かち合うこと。しかし、子供たちには可能な限りつらい負担をかけぬよう配慮して、希望を未来に託せる市民意思を貫くとしたことであるということなんですが、その次に出てきます、特に旧鳳来分なんですが、鳳来中学校の体育館改築、これは見送りになりました。鳳来中学校の体育館の改築については、工事費として5億7,000万円を計上する予定でございましたけれども、これが見送りになったと。旧鳳来についてはそこが一番大きなところかなというふうに思います。

先ほど言いました非常に厳しい予算ということなんですが、次の予算編成の基本方針のその段落の三つ目なんですが、このようなから始まる場所なんですが、各課からの予算要求基準を前年度対比ゼロ%にしたところであるが、合併直後の予算編成であったため、各種事務事業の統一調整が間に合わなかったこともあり、要求ベースにおける財源不足は、旧鳳来町の一般会計予算規模に匹敵する59億円に上がった。このため、当初合併後の行財政改革は、平成19年度に向けて、平成18年度中に行うことを予定していたが、前倒しの実施が必要となってきたと。

そういったことで、3ページの方に移りますが、具体的にどういうふうな編成で臨んだかということです。具体的には、1としまして、新規単独事業は原則として認めない。2としまして真に必要な予算のみを計上し、単なる前例踏襲は認めない。3番としまして、合併調整経緯は尊重されるものであるが、財源的な制約により、直ちに実現できないこともあり得る。4としまして、まちづくり計画等で未定のは、確定するまで予算化しない。こういう調整の基準を掲げて、さらに経常的な経費につきましては、嘱託職員、臨時職員については、正規職員での職務遂行が可能な職務については削減。2番として、宿泊費等の見直し。3番としまして、消耗品等の20%削減、燃料費、光熱水費は5%削減、外部委託のうち、職員で対応できるものは削減。この外部委託のうち、職員で対応できるものは削減というのは、草刈りだとか、清掃についてはシルバー人材センター等に委託しておったんですか、職員でできると判断されたものについては、職員で行うといったような内容です。5番目としまして、補助金は市民にも削減努力をお願いすることで5%削減、など統一調整方針を設け、各所管における経費節減目標を予算上、示したということです。

もう少し下にありますが、以上の調整によって予算規模は、一般会計227億2,400万円、すみません。今の予算規模のところなんですが、一般会計は227億2,400万円、それから、特別会計はよろしいんですが、次の企業会計のところ、金額が間違っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。企業会計につきましては79億9,130万9,000円、予算総額は466億5,937万円。以上のように訂正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

次に3ページの一番最後の行に入っていくんですが、市長マニフェストに沿った施策

を可能な限り盛り込んだ、その主な内容は次のとおりであるということで、項目が掲げてあります。

1番として、改革のテーマについては、特別職給与の削減を継続する。初年度1%削減は予算執行段階で実施する。

それから、3番目のところに、先ほどの関係が載っておりますが、地域審議会に住民自治支援措置を講ずる。

その他、議会活動に積極的に支援するための議員活動経費を充実。

それから、鳳来地区における字名に関する住民の意向調査。これは18年度に実施する予定になっております鳳来地区の住民を対象にした字名に関する住民意向調査を実施する。

それから、新城サミットの見直し等です。

次に、当然予算の方が足りないものですから、起債、債券を借りるんですが、合併特例事業につきましては、防災対策の拠点としての消防防災センターの建設、鳳来地区における防災行政無線の整備を推進する。地域情報基盤整備の関係に充てます。

あと、下の方にいくんですが、子育て支援の関係なんですが、子育て支援の施策については、誕生祝い金の第3子以降について増額、放課後児童対策として児童クラブを増設。これは放課後児童対策の児童クラブというのは、新城地区が6カ所から9カ所にふえるということがありますがけれども、鳳来については、特に今までやっておりませんので、とりあえずは、まだ18年度予算には反映されておられません。次に、児童手当支給対象を小学校6年生まで拡大と、それから、公共交通機関を利用した小学校通学に対して、その通学経費を全額補助、と同時に最近世間で騒がれております子供の安全確保に努めるとともに、保護者の負担軽減を図るということでもあります。

それから、今、盛んに話題に上っております市民病院の再建を急ピッチで進め、奥三河の基幹病院としての位置づけの見直しを図っていくということです。

あと、地上デジタル化、デジタル放送に対応した情報基盤の整備、そのための地域情報化計画の策定経費を計上しております。

以上が予算編成の基本方針です。

次に、予算の方のその次の18年度予算の概要なんですが、一般会計のうちの歳入、そのうち一番下の地方債のところですか。お金を借りる方なんですが、こちらちょっと読まさせていただきます。新市の社会基盤整備を円滑に推進するために活用することとし、作手の保育所の建設、1カ所にまとめるということで保育所の建設。それから、市道整備等に辺地過疎債を5億4,890万円、合併特例事業である消防防災センター建設、鳳来地区における防災行政無線整備、新城市みんなのまちづくり基金造成のための合併特例債17億3,820万円と、地方交付税の振替として地方交付税代替臨時財政対策債6億7,520万円を含む38億5,280万円を計上しました。

次に、6ページの歳出の方なんですが、歳出については、以前にお配りしました新市まちづくり計画の概要、その新市の施策ということで新市のまちづくりの七つの基本方針ということで、自然環境の保全と共生のまちづくりから始まって七つの大きな柱が

あったんですか、この項目ごとに記述してあります。ここに書いたのは、市全体の内容が書いてありますので、別にお配りしました新城市のまちづくり計画における主な施策事業計画等というのがございます。こちらをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

こちらに新市まちづくり計画の概要に載っております新市まちづくり計画における大きな柱七つの項目ごとに主な施策、それから、事業計画期間、事業概要、それから、平成18年度予算のうち、市全体分及び鳳来分、それから、担当課と、これは平成17年度の担当課になりますので、若干課の編成が変わったりしますので、18年度については若干課の担当が変わってきます。こういった内容で記述してあります。

それで、真ん中の事業計画期間については、平成18年度予算に計上してあるものももちろん載せてあるんですが、次年度以降のものについても何年から計画があると、それから、以前からの継続事業、それから、18年度から何年まで継続すると、そういった年度も書いてありますので、そちらも参考にしながらご覧いただきたいと思います。

すべての項目についてご説明するのは難しいものですから、部分的にはしよってご説明したいと思うんですが、ここの事業の予算額なんですが、実は先ほどの平成18年度予算編成についてというものの後ろの方に、歳出科目、新市まちづくり計画の施行体系別の平成18年度予算の主な事業ということで、最後の方に歳出部門が載せてあります。本来ですと、ここと整合性が必ずとれているはずなんですが、実はこちらの財政の方で用意した資料なんですけれども、例えばうちの場合で言いますと、鳳来寺山の自然科学博物館の管理事業だとか、運営事業については一括で、歴史文化財の継承と活用というところに載せてあります。しかし、新市のまちづくり計画でいう、細かい区分で言うと、それがいろんなところに分かれるものですから、必ずしも金額については、先ほどの分と一致しないといのがあります。その辺はお許しいただきたいと言うふうに考えております。

まず、七つの柱のうちの一つ、1番目です。自然環境の保全と共生のまちづくり。2番目のところに自然環境の保全・共生・活用ということで、農村景観の保全と活用、全国棚田サミットの開催支援等と言うことで、平成18年度は宮崎県の日南市で棚田サミットが開かれます。そういった関係の経費が鳳来分ということで300万1,000円載せてあります。

それから、博物館については、先ほど項目が分かると申しましたけれども、その下に野外活動拠点の整備充実ということで、鳳来寺山自然科学博物館の管理事業384万5,000円が載せてあります。

次、1枚はねていただきまして、2番目の活力あふれる産業振興のまちづくりというところなんですが、若干わかりにくいところだけちょっとご説明したいと思います。

最初の農林業の振興の中の真ん中辺の主な施策の幅が広いところなんですが、山村都市交流の推進ということで、平成18年度からの継続事業ということで2項目載せてあります。上の地域間交流施設というのは、旧七郷一色小学校、平成14年の3月に廃校になりました七郷一色小学校について、平成17年度予算で改修工事を行っております。そこ

を地域間交流施設ということで、4月1日に立ち上がりますので、その管理運営に関する費用が172万8,000円です。

それから、その下の山間地の活性化、定住促進プログラム作成事業、これは先ほど若干触れたんですが、豊橋技術科学大学と愛知大学が共同で行う研究プログラムがあります。この中で山間地の活性化だとか、定住促進、ひいては住環境プラン等の支援、そういったものをお願いしようというふうに考えております。その予算が300万円です。

次に、少し飛びますけれども、ここの中の大きな項目の4番目、観光の振興です。観光の振興の中の上から4番目、観光施設等の整備、平成18年度からの継続事業なんです。自然公園等管理事業並びに泉源掘削ということで、湯谷温泉の泉源の掘削の関係です。2億7,715万円。

次に、もう1枚はねてください。市道の関係と、それから、農道、林道については、路線名は載せてありますので、これはご覧いただくとしまして、2番目の公共交通の確保、そういうことで一番上の項目の公共交通網の整備、自主運行バス事業等の充実ということで、市営バス並びにスクールバスの関係なんです。鳳来分については、上から三つ、布里田峰線、それから、秋葉七滝線、長篠山吉田線、こちらに関する予算が2,973万6,000円です。ただ、市営バスにつきましては、旧市町村の枠の中だけで運行しておりましたので、今後は広域的な運行等も考慮しながら、市民の足となるような運行形態をとっていきたいというふうに、これから詰めていきたいというふうに考えております。

それから、2番目が、路線バスの確保ということで、路線バスに対する補助になります。鳳来地区で言いますと、下から二つの本長篠海老線と鳳来寺線、こちらが該当します。予算額としては850万6,000円です。

次に、このページの大きな項目の一番下の上下水道の整備、簡易水道、用水施設の整備、鳳来、作手とありますが、鳳来はかなりの予算を占めております。簡易水道の拡張整備としましては、鳳来南部、それから、大野、池場の水道の拡張整備工事、それから、各施設の管理ということで、鳳来分を計上しておりますのが、11億1,635万7,000円という非常に大きな額になっております。

それから、次に、2枚はねていただいて、10分の5のページをご覧いただきたいと思っております。4番目の健康の安全・安心のまちづくりのところなんです。この福祉関係の予算でして、町単独というようなものは余りございません。全体で福祉の充実を図っていくということなんです。事業計画期間については、平成18年度以降に実施していく予定のあるものが平成19年度以降とか、平成18年度からとかいうことで分けて載せてありますので、ごらんいただきたいと思っております。

このうち、ちょっと字が間違っておりますので訂正をお願いしたいんですが、下から9番目の事業概要のところなんです。ここは名前が違ってございまして、長篠保育園と鳳来保育園、「鳳来西」となっておりますが、「西」を取ってください。

それから、その二つ下なんです。一番最後のところの児童不要手当になっておりますが、ここが子供を扶養する「扶養」に直していただきたいと思っております。

次に1枚はねていただきまして、同じ健康と安全・安心のまちづくりのうち、消防防災、

防犯、交通安全対策の充実に関する展開になります。一番最初の項目が消防庁舎の整備事業です。これは17年度から19年度の継続事業になっております。仮称としまして、新城市消防防災センターの建設事業です。これが3億900万円、総事業としては17億円を見込んでおります。そこから四つ目になります。防災行政無線の整備、高機能情報通信対応ということで、18年度から20年度の継続事業になります。防災行政無線の設備の整備事業、デジタル同報系ということで、平成18年度につきましては、防災行政無線のごぞいません鳳来地区を実施し、その後、作手新城ということで、総事業費が19億1,363万円と非常に大きな金額になっております。

次にもう1枚はねていただきたいと思います。7ページになります。施設の施策の展開の中の2番目の項目の生涯学習の推進です。上から四つ目、公民館コミュニティ活動の充実ということで自治総合センターコミュニティ助成事業ということで、宝くじの助成の関係なんです、コミュニティ地区の備品、倉庫等の整備への助成ということで750万円が市全体として計上されております。そのうち500万円については、旧鳳来分です。地区については、鳳来が玖老勢、福川、それから連谷、あと1カ所は新城の片山になります。

次に、2枚はねていただきまして、6番目の住民参加と協働のまちづくり、上から2番目のまちづくり活動の推進と組織の育成ということで、住民組織への活動支援ということで、行政区への交付金ということで、市全体として2,000万円ほどの予算が計上してあります。この行政区への交付金については、旧市町村がばらばらなものですから、これから統一の基準を設けて交付していくということなんです、まだ、18年度は統一がされておられません。それから、その下の事業が皆さんにお願いしております、めざせ明日のまちづくり事業への補助ということで、市全体として1,800万円が計上してあります。

それから、3番目の住民参加の促進、上から6番目、各種まちづくり事業への推進ということで、地域振興事業への支援等ということで、先ほど300万円が豊橋技術科学大学と愛知大学の共同研究事業への委託料だというお話をしました。その一部分と、それから、ここに掲げてあります鳳来分の78万8,000円が鳳来住環境プラン事業化の検討委員会等の設立検討の費用になります。

それから、ここには載せてないんですが、その他の項目としまして、先ほど言いました鳳来の字名の意向調査等で69万8,000円ということで予算が計上してあります。

ひょっとしてダブったりするかもしれません。今、支出の関係、それから、予算が厳しいよという、そういうお話を申し上げたんですが、これからの問題としまして、浮上してきているのが1番目として起債の関係、返還の問題がありますので、その問題、それから、基金が減少していると、そういったことでなかなか非常に厳しくなってきた。そうした問題が1点、それから、職員の関係なんです、これから団塊の世代の職員が退職していきます。当然退職金の支出がふえるということがございます。実は、鳳来、作手の地区については、退職手当組合の方に加入していたんですが、合併に際しまして愛知県市町村退職手当組合の方を脱退しました。その脱退による解約金というのが平成

18年度から発生するんですが、1年間で1億5,000万円、それが5年度かけて、合計7億5,000万円を払っていく必要がございます。

それから、先ほど言いました団塊の世代の退職に伴って退職金の額が、これは人事課長が議会で説明していた数字をそのまま記録してあるものですから、その額なんですが、団塊世代の退職金の額が具体的に言いますと、18年度が5億円、それから、19年が6億円、それから、20年が5億円、21年が7億円、22年が8億円、23年が7億円、24年が8億円、それから、ピークになるかと思いますが、25年が10億円という非常に大きな支出がございます。それが二つ目の問題です。

それから、3番目の問題としまして、情報基盤の整備というようなお話をしました。2011年の7月に地上デジタル放送が始まりまして、全面転換によるアナログ放送が見えなくなるというものがあります。現在、鳳来においては、共同アンテナもしくは一部ほんの少ない地域なんですが、本宮山の方にアンテナを向ければみえるといったところもあるかと思いますが、その対応、それから、ADSLとか、その辺の情報基盤の関係のおくれ、そういったものがございます。それを解消するための方法としてテレビの共同受信施設の改修だとか、更新と、それから、ADSL等を組み合わせる方法が一つ、それから、もう1点は、CATVにするという選択肢がほかにもあるかと思いますが、そういったものができます。市長も情報基盤の整備には積極的に取り組みたいというふうに言っております。ただ、その関係で例えばCATVを業者と一緒にこちらの方に誘致したといった場合に、概算で細かな数字わかりませんが、例えば新城の中心部と長篠の地区については、業者が行うと。他の地域については、市の方で行うといった負担の割り振りをした場合に、市としてどのぐらいの負担がかかるかということになると、23億円ぐらいというふうに言われています。それから、当然維持経費がかかってきます。それが年間5,000万円ほどと。

それから、例えばADSLとテレビの共同受信の施設の改修、更新を行った場合ですと、整備の共同受信施設というものが新城に11、それから、鳳来に35、作手が15あるというふうに聞いています。それをいちいち直すとなると、また莫大なお金が必要と。それから、ADSLについては、一部恩恵に預かれない地域があると。例えば長篠地区はよさそうな感じがするんですけども、一部の地区はだめだと、そういったことがございます。

どちらにいたしましても、どちらを選択してもこれから大きな支出が予想されるということがあります。それから、もう一つは、庁舎がばらばらになっているものですから、新庁舎の建設等、そういった問題がこれから市の予算に対して大きな圧力になってくるんじゃないかというふうに考えております。

それでは、すみません、もう1回戻りますけれども、先ほどの平成18年度の予算編成についてというところをごらんいただきたいと思います。

そちらのページは13ページまで振ってあります。その後に歳入が1、2、3というふうに振ってあります。その歳入の3をごらんいただきたいと思います。こちらの歳入の3の20の諸収入、そのうち下から数えて5番目の水源地域対策基金助成金2,035万円計

上してあります。この2,035万円につきましては、寒狭川頭首工の関係と大島ダムの関係で豊川水源基金の方で10億円の積み立てを行っております、その積み立ての運用益ということで、鳳来町の振興に使うということで助成金をいただいております。それが2,035万円になります。これは主に林道だとか、市道の修繕等に充てております。ただ、10億円の利子というのは、今の利率で言うと、かなり低いものがございます。ここでは2,000万円ほどありますが、これは何年か前というか、もう10年近く前に公社債とか、一部株等で、あと国債ですか、そういったもので運用しております。その運用益があるものですから、今は2,000万円ほどいただいておりますけれども、これは先細りだというふうに考えてもいいんじゃないかと思えます。

それから、21の市債の関係なんですが、市債の中の総務債、新城市みんなのまちづくり基金積立事業ということで、9億5,000万円あります。これはふるさと創生基金の方の取り崩した繰入金の5,000万円とあわせて10億円を新城市みんなのまちづくり基金に積み立てるというものです。この基金につきましては、合併後の地域振興のために使うということで、この9億5,000万円と、それから、下から5番目の消防債の消防防災施設、防災センター等の整備事業、こちらの額と足して合併特例債の方で見えております。すみません、一番上に消防防災施設設備整備事業は関係なくて、一番上のまちづくり基金の積み立て事業の9億5,000万円と、それから、消防債のうちの2番目の消防防災センターの整備事業及び防災行政無線の整備事業、この三つが合併特例債ということで、この合併特例債につきましては、事業への充当率が95%で、交付税の算定が70%という非常に有利な起債になっております。

それから、先ほど若干説明しました民生費のうちの作手の児童福祉施設の整備事業及び土木債の中の市道整備事業等につきましては、過疎だとか、辺地債というのを借りていまして、過疎債については、原則としては100%充当の70%が交付税措置と、それから、辺地債については、100%で80%交付税措置ということで非常に有利な起債になっております。その他起債については、なるべく有利な起債を借りるように努力していると思えます。

次に、ちょっと説明が前後してまことに申しわけないんですが、予算の規模というのが次に出できます。平成18年度予算と、それから、平成17年度予算に対する合計額と金額が載せてあります。それで、ここ的一般会計のところだけなんですが、実はこの資料が財政の方で出ているんですか、一般会計の額が旧新城市の額のみが載っておりまして、比較対照ができないということで、私どもで勝手にこの中の一部的一般会計の平成17年度分の金額等について3市町村の合計金額を載せてあります。ただ、特別会計については、反映されておりませんので、ここはちょっと参考にならないかと思えます。一般会計については、対比ができるように旧3市町村の合計金額で表示がされております。

先ほどの企業会計のところは、さっきの額に直していただくということになりますので、また、合計額がまた違ってくるかと思えますが、ここは一般会計の予算だけ見ていただきたいというふうに考えております。

一般会計につきましては、227億2,400万円、平成17年度が212億7,501万1,000円とい

うことで6.8%の伸びを示しております。その下が区分ごとの比較になります。

次に、予算規模の2なのですが、3としまして、一般会計の目的別の内訳が載せてあります。ここの欄につきましても平成17年度分については、旧3市町村の合計金額が載せてありますので、対比ができるかと思えます。

次に、予算規模の3です。こちらが一般会計の財源調書が載せてあります。一番左の欄に自主財源と依存財源というふうな項目が載せてあります。自主財源というのは、市だけで確保できるお金だというふうに考えていただければと思います。また、依存財源については、国や県から定められたり、割り当てられたりするお金ということで、市がよそに依存している財源だと、そういった区分で考えていただければと思います。

次に、歳出の関係なのですが、ちょっと補足の意味で、その次、はねていただきまして、平成18年度予算の主な事業ということで、新市まちづくり計画施策体系別の予算が載せてあります。これは財政の方でつくった予算なのですが、そのうちの主な事業の10をご覧くださいと思います。一番下の項目なのですが、水源地域対策事業は、寒狭川頭首工並びに大島ダムの関係で建設した集会施設、これの維持管理費ということで計上してあります。

次に、その下の欄の真ん中、地域活性化推進事業です。こちらの地域振興事業の一番上の項目の山間地活性化定住促進プログラム作成委託料、これは先ほど説明しました豊橋技術科学大学と愛大との共同プログラムに対して市が一部分を委託するものです。

それから、その二つ下にあります地域振興イベント負担金195万円、これは以前、ふれあいフェスティバルというところで行っておりましたイベントの負担金ということで、まだ詳細は決まっておられませんけれども、195万円載せてあります。それから、この欄の一番下にあります地域間交流施設管理事業172万8,000円、これは先ほど説明しました平成14年3月に廃校となりました旧七郷一色小学校を改築した施設になります。

次に、主な事業の11ページなのですが、一番下のその他の中の3番目、退職手当組合精算経費1億5,000万円、これが先ほど説明しました平成18年度から5年かけて退職手当組合を脱退する際の解約金になります。5年間ですので、合計で7億5,000万円ということになります。

その下の企画調整事業、そこの2番目になります。企画調査事業の鳳来字名意向調査、これが69万8,000円。

それから、ご説明がおくれましたけれども、一番左の欄に、㊦とか、㊧と書いてあります。㊦については、市長のマニフェストに登載してある事業、それから、㊧は新規事業ということで御理解いただきたいと思えます。

その他の一番下が新城市みんなのまちづくり基金積立事業10億円、これは先ほど説明したとおりです。

それから、福祉の関係になりますけれども、この中には出てきませんが、以前からお支払いしておりました高齢者の関係の手当なのですが、寝たきり老人等介護者手当というのが月5,000円ということで支出されておりました。この寝たきり老人の手当については、介護保険制度が始まったときに、いろんな市町村は廃止したんですが、新

城、作手、鳳来については、歩調をあわせてしばらくの間、支給を行うということでした事業なんです、介護保険が浸透したという理由で、とりあえず廃止ということになりました。

それから、敬老金については、これはよその市町村も同じだと思うんですが、支給対象者の削減を行っております。

すみません。説明がかなり前後したんですが、以上で説明をひとまず終わらせていただきたいと思います。

会長 ありがとうございます。盛りだくさんの内容ですが、説明をこれで終わらせていただきまして、今の18年度の予算につきまして、委員の皆様方、ご質問等ございましたら、お出しいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 なお、なかなか予算書を見ても、予算というか、この説明を見てもなかなかわかりにくいということがありますので、また、2回目以降もなるべく部分的に取り上げるとか、いろんな方法でわかりやすいものを提示していきたいと考えています。

委員 この6ページの防災無線の関係ですけれども、たくさんあって、よくわからなかったんですが、この防災無線について今回、7億8,000万円で、7億200万円という、鳳来が今年度行うということですが、防災無線をやることによって、現在やっているオフトークというのはどうなっていくのか。その関係と、今、新城、作手は防災無線をやっている。なおまた、またここで19年に載ってきているんですか、これは更新をされるのかどうか。金額が大きいものですから、事務局にそこら辺を聞いておきます。

事務局 まず1点目なんですが、オフトークは、平成18年度中に防災行政無線の方に切りかえる予定で進めております。時期的な問題はちょっとまだ決まっておられませんけれども、徐々にというわけにはいきませんので、ある程度、一遍に切りかえないと放送手段というのがなくなってしまうものですから、その辺も考慮しながら、日程等を詰めていきたいというふうに考えております。

それから、新城、作手については、防災行政無線があって、鳳来と同じとは言いませんけれども、放送を流しております。ただ、議員さん等からもご指摘を受けているんですが、オフトークについては、かなり幅広い放送ができるんですが、現行、特に新城の方については、放送の内容については、ごく限られているということがありますので、果たしてオフトークの代替としてというような話も出ています。その辺はこれから放送の内容等については詰めていきながら、なるべく有効な方法の手段にしていきたいように考えています。

それで今の鳳来、作手、新城という順番なんです、とりあえず、防災行政無線が鳳来にはないということで、鳳来を先に行くと、デジタルで。それで作手、新城については、デジタルでないものですから、それを切りかえるということでこれだけ大きな額になるということになります。

委員 オフトークですけれども、今、負担をしていますね。それというのは今後はかからないですか。

事務局 今のオフトーク自体は、560円掛ける消費税分ですか、が、電話料金にプラスされて

いるかと思いますが、防災行政無線の方は、原則的にお金は要らないとなっています。

委員 ちょっと2点ほどお尋ねするんですが、この、まず最初の予算編成基本方針の下の方に各課からの予算要求を前提にゼロ%で出してくれという要望で出しているところで、実際には各種事務事業の統一、調整が間に合わなかったこともあり、要求ベースによって財源不足は旧鳳来町の一般会計予算規模に匹敵する59億円だったと、ゼロ%で抑えてくれといったところが、59億円もオーバーするという本当に異常事態だと思うんですね。ただ、各種事務とか、事業の統一調整が間に合わなかっただけで果たしてこれだけ大きい差が出てしまうのかどうか。疑問があるわけなんです、その辺のところの内容をもう少しお聞きしたいと思うんです。

というのは、我々下々で考えた場合に、合併するんだから、もうこの際、取れるものは取る、もう出してしまえというような考え方も普通は考えちゃうんですね、人情的に考えれば。そういうことはなかったと思うんですけども、実際に59億円という、一般会計でも二百数十億円の予算に対して59億円もオーバーするというのは、かなりのものだと思うんですけども、各課から出てくる予算要求はこれだけ大きく出ちゃった歳出を、この辺のところをちょっとお聞かせ願いたいというのが1点と、もう1点、この平成18年度予算の規模というところの中の一般会計財源調書というところがありますよね。その中に、市税ということで65億600万円載っていますけれど、平成17年度の新城しか出ていないんですね、新城で平成17年度は23億6,000万円、約半分以下なんですけれど、後の要は旧鳳来町と旧作手を足したときに、果たして65億円というようなあれが達成できるかどうかというような疑問があるわけなんです、その辺の裏づけですね、その2点、すみませんけれど。

事務局 まず、1点目の関係です。なぜ、59億円の乖離があったかという点なんです、合併の原則が負担は低い方にあわせて、もらう方は上にあわせるということで、そもそも経費が伸びる可能性があったというのと、それから、合併があるがために、事業を待っていた事業というのが各市町村ともあると思うんですけど、今、つくりたいだけけれど、合併前だから、今つくっても中途半端だと、そういったものもあるし、それから、人件費の関係がかなり大きいかなというふうに考えます。

委員 それは各市町村、旧市町村で同じような考え方があったんですか。

事務局 それとあと、合併に伴って早急に使わなくちゃあならんとか、そういったものも出てくるものですから、ただ、ちょっと財政担当に確認とれませんので、かなり個人的な意見が入っております。申しわけないです。

事務局 予算規模、3ページの新城の23億6,000万円という金額ですが、これが半期分、新城市という、合併後の10月から、前期のやつ。

事務局 ちょっとこれ表をつくったときに、財源調書の方まで先ほどの新市、3市町村合算したもので、左のページの方は調整してありますけれども、この財源の方はまだ反映をしてないです。そんな不手際がありますので。

委員 この予算というのは、既に議決されたもので決定であるわけですね。だから、どうこう言うこともできないと思うんですけど、今後、地域審議会というものが予算に対し

て何か提案ができる組織なのかどうなのかということと、それとこれは質問じゃなくて、ちょっと提案、意見なんですけれど、私も知識不足でこの委員になってくれと言われたときに、地域のためならと思って受けたんですけれど、まさかこれに委嘱状はいいんですけれど、7,700円というお金がついていたということに非常にびっくりしたんですよ。これだけ緊急改革といっても待ったなしのときに、我々がお金を得ていいのかなという問題が、それは規則なのかもわからないけれど、それこそこういう会議というのは、皆さん高い意識を持って地域のためにと出して出るわけですから、そもそも手弁当ぐらいのつもりでやるのが本当だと思うんですよ。この予算の減らされた中でも例えば教育費なんか相当減らされているわけですよ。だから、本当にもっとお金使ってほしいというのが適したものですし、それも決まっていることなのかもわからないんですけれど、このファイル一つにしても、きょう持っていらっしゃった方も、そうでない方もいらっしゃると思うんですけれど、自分で用意することもできるものですし、その辺ちょっと意識的に変えていかないと、なかなかやはり変えていくことも難しいのかなというふうには、本当に小さなことかもわからないんですけれども、1円でも、10円でもやはり節約して有効に使うというのはやはり財政危機になったときに、私も商売やっていますけれど、本当に細かいところを切り詰めて、その積み上げがやはり解決になってくるものと思うんですけれど、やはり今後はそういうことをやっていった方がいいのかなというふうに思います。

会長 希望といいますか、何か事務局からの回答を、後段の件は。委員報酬云々というのは。それと事務局からの回答というのはちょっと無理だと思います。

委員 そうですね。これは質問じゃなくて、意見です。

会長 全体の地域審議会の予算に対する提案ができるかどうかという。

委員 それも最初の質問は、私の知識不足で、そういう組織上のことは、全然わからなかったものですから。

事務局 予算に対する提案というか、建議はできます。意見を述べることはできるものですから。

事務局 実際の予算に関して当審議会で建議していくといった場合に、絞り込みがかなり難しいと思うんですね。ばくつとしたアウトラインでどうあるべきかというようなことを建議するというようなことは可能だと思うんですが、ですから答えにくいのですが。

会長 要するに市長の諮問に対する審議はきちんとしたものを出していかにかいかと、ただ、いろんな諮問に対する確実な考え方というのは、どんどん今言った予算の関係、事業の関係についても、これは出してもらってもいいんじゃないかと。それは、まだ市が選択してその辺のところを事前に書いてありますので、始まったものだから、どこら辺までがいいのかというところが実際わからんですけれども。

委員 今、△△さん言われた2番目の問題ですが、費用が日当が出るか、これは非常に難しい問題というのは、社会福祉法人の運営に携わっていますけれども、社会福祉法人だから費用は要らないじゃないかと、こういうふうにと考えると、今のお宅の言われる、ちょっとそういう前提といいますか、そうしますと、そこへ出てもらう人がもうそれで出て

来ない。広く、できるだけ大勢の中から委員を選んで、それで公正な考え方でやっていただこうということになると、ある程度の費用負担をした方が大勢の中から選択できるという利点がある、それで社会福祉法人の役員だから、交通費も出ませんよ、何も出ませんよと、そうすると、せっかく適任者がいても、そこからしか選択できないという、一つの悩みがあるものですから、広く市民の人を募って大勢の人の中から出てもらおうということがあると、最低の費用負担はした方が私は選択の幅が広がる、例えばそういうふうにしたって大勢の人が出ていただいた方がいいような気がします。そうでないと、難しいみたい。選択の幅が縮まってしまつてということになると、それでは、ボランティアでやっているんだということになると、また意識が変わってくる。それは社協なんかでもありますね。社会福祉協議会でも市町村の場合もありますし、また、ほかのいろいろな社会福祉団体はまた、違った組織ですが、また違ってくるんでしょうけれども、いろんな役員、一つの役員としてなる人も、幅広い方が出ていただきたいとい選択肢の中でやられた方がいいんじゃないかと、私はそう思います。

会長　それでは、まだご意見もあるかもしれませんが、この予算については、また次回に何かあったら、ご意見を聞かせていただくということをお願いして、大分時間もたつてまいりましたので、ここで発言がございました事項につきましては、一応キリにしたいと思います。よろしいですね、皆さん。今言った市長からの諮問関係、予算概要について、職員の方から随時説明させていただくということをお願いします。

それから、次第の(3)その他、何かございますか。

事務局　追加でちょっと、今、追加でお配りしました資料ですが、前回の最初の合同地域審議会において委員の方からいただいた質問に対して事務局の方でお答えした内容に誤りがありましたので、下記のとおり訂正しますということで、会議録等も誤りであるということを追記してございます。

内容ですが、委員による会議招集請求というのが8条2項のところでは3分の1以上の者というのがありまして、それは何人かといところであったんですが、前回は4人以上と、10人の3分の1ということで、4人以上ということでお答えしましたが、招集権のある会長を除く9人の3分の1以上ということで3人以上が正しい。

それから、会議の成立につきましても半数以上ということで、6人以上というお答えをしましたが、会長も含めた10人の半数ということで5人以上が正しい。

議事の可決の関係ですが、出席委員の過半数ということで、全員出席の場合、6人といお答えをしましたが、議長は可否同数の場合の決定権を持つので、通常の議決には入りませんので、9人の過半数ということで、5人というのが正しいということでご承知おきいただきたいと思います。

以上です。

会長　その他ないですか。何かありましたら。それでは、大きい見出しの4の第3回の地域審議会の開催についての日時についてご審議いただきたいと思います。事務局の案がありましたら、お願いします。

事務局　今度は3人とも出ないものですから。

事務局 細かい調整を行うことはできないですが、事務局としては、5月の上中旬にお願いしたいと思います。

会長 それでは、時期は5月10日、時間については、事務局の方で審議内容もあるので、場所はここで開催したいと思います。

事務局 予定では、まちづくり計画の方の進捗状況の管理ですとか、その辺の諮問をさせていただいて、今後継続的に審議していただくということなんですが、その諮問の説明をさせていただく予定であります。

会長 それでは、次回の審議会の開催につきましては、18年5月10日、水曜日、時間につきましては、審議内容等の関係で事務局に検討していただきまして、事務局一任ということではよろしいですかね。場所は、ここ第2会議室、議題等はまちづくり計画の進捗状況についてということをお願いしたいと思います。

会長 どうもすみません。取り回しの不手際で大分遅くなりまして、申しわけございません。とりあえず、きょうの審議を終わらせていただくということでございます。今、いろいろな面でご迷惑を今後ともおかけするかと思いますが、今は建設的なご意見も出させていただきました。そのような心構えで第3回以降もやっていただけたらというように思いますので、よろしく願いをいたします。きょうは本当にありがとうございました。今後ともよろしく願いしたいと思います。どうもお疲れさまでした。

また、傍聴の皆様方には本当に長時間最後まで傍聴していただきましてありがとうございました。